第１章　計画の策定について

１ 計画策定の趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして2000年に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。今では高齢者の介護になくてはならないものとして定着、発展しています。医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれ、持続可能な制度を確保していくことが重要になっています。

国では、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、状況に応じた介護サービス基盤の整備、介護を支える人的基盤の確保、介護現場における生産性の向上の推進等を重要としており、実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための具体的な取り組み内容や目標を検討することが必要となっています。

能美市（以下、「本市」という。）では、2021年に「第８期いきいきプラチナプラン」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「すべての市民が支え合い 住み慣れた地域で 安心して年を重ねることができるまちづくり」という基本理念のもと、「個々の意欲・能力を生かし元気に活躍することができる」「心身機能の維持・向上を図り自分らしく生活できる」「住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築する」「医療と介護・保健の連携体制を構築する」「安定的な介護保険制度を運営する」の５つの基本目標に加え、「地域共生社会へのさらなる推進」を重点目標に掲げ施策に取り組んできました。

すべての市民が「いきいき」と生涯変わらずその人らしく活躍することを「プラチナ」の変色・変質しない特徴に例え、「第９期いきいきプラチナプラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 介護保険制度改正の動向

本計画では、国から示された制度改正の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

・地域における人口動態や介護ニーズを中長期的に見込み、既存施設・事業所の活用等を含めて検討し、計画的な介護サービス基盤の確保が必要です。

・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、連携強化が重要です。

・中長期的なサービス需要の見込みを介護サービス提供事業者等と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要です。

② 在宅サービスの充実

・居宅要介護者の在宅生活を支えるための24時間対応サービスや様々な介護ニーズに柔軟に対応できる複合的な在宅サービスの更なる普及や整備を推進することが重要です。

・訪問リハビリテーションや介護老人保健施設による在宅療養支援を充実させることが重要です。

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

・地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進するための総合事業の充実を推進することが必要です。

・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保を図るとともに、属性や世代を問わない包括的な相談支援（重層的支援体制整備事業）の役割を担うことを期待します。

・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、社会の認知症への理解を深めることが重要です。

② デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備

③ 保険者機能の強化

・給付適正化事業に注力し、内容の充実等を推進することが必要です。

（3）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するための取り組み（処遇の改善、人材育成への支援、職場環境改善、外国人介護人材の受入環境整備等）を総合的に実施することが重要です。

・都道府県主導で、生産性向上を目的とした支援や施策を総合的に推進することが必要です。

・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進することが重要です。

3　計画の期間

計画期間は、2024年度から2026年度までの３年間とします。

なお、介護保険サービス見込み量及び介護保険料は2040年度を見据えた検討を行います。

■　計画の期間

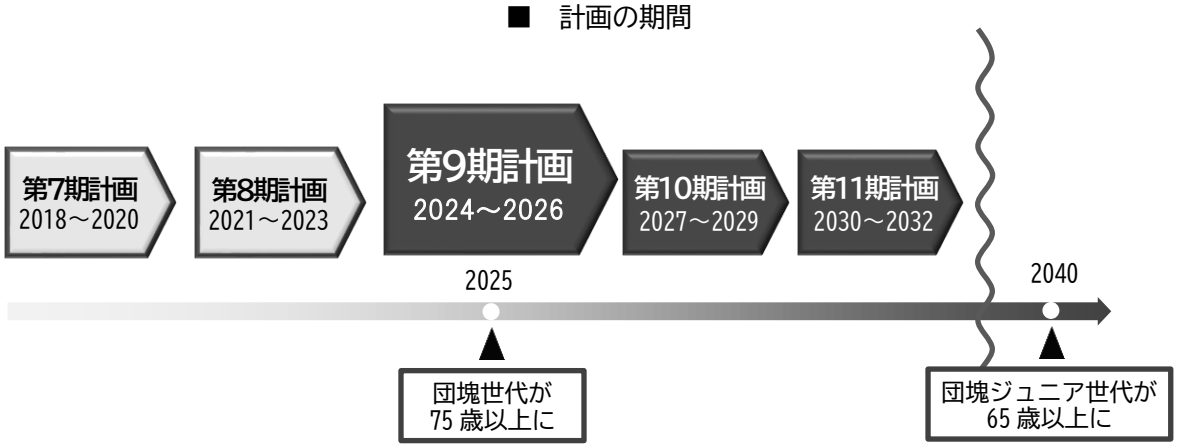

4　計画の位置づけ

本計画は老人福祉法第20条の８に規定される「市町村老人福祉計画」並びに介護保険法第117条に規定される「市町村介護保険事業計画」に基づくものです。

また、「第２次能美市総合計画」を最上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられます。

加えて、「能美市地域福祉計画」「能美市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「能美市健康増進計画（健康のみ21）」「能美市子ども・子育て支援事業計画」及び石川県の「石川長寿社会プラン」をはじめとした関連計画との整合性を図り策定するものです。

■　他計画との関係

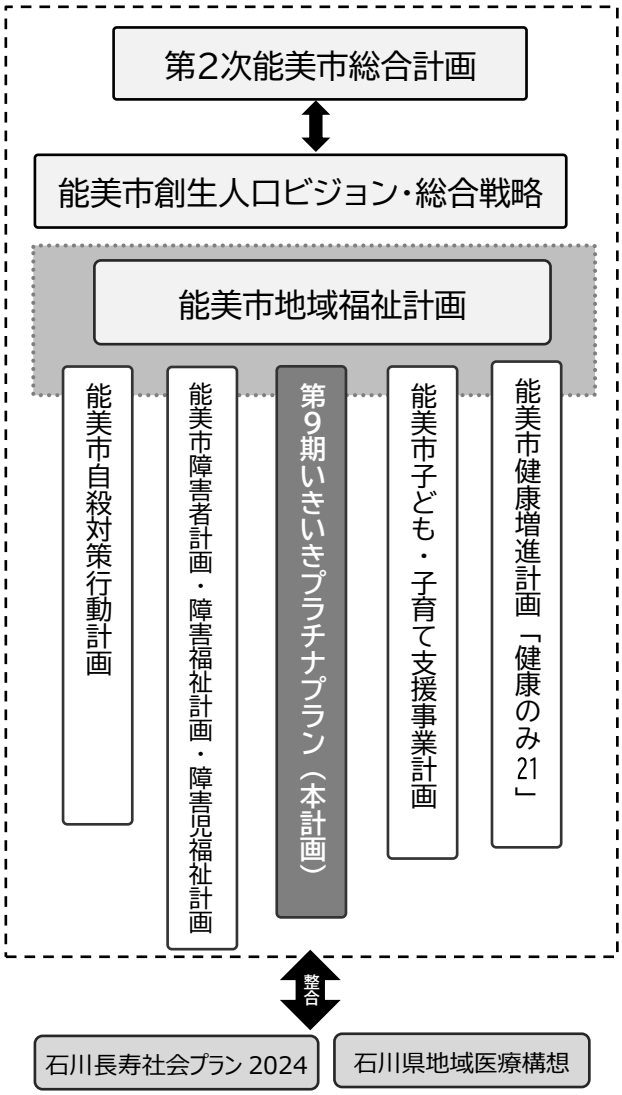

5　計画の策定体制

本計画は下記の体制で策定しています。

(1)高齢者の日常生活に関するアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、要介護認定を受けていない65歳以上の人を対象とし、高齢者福祉に関する意識、社会参加の状況、要介護状態に陥るリスクの分析などから地域課題を把握することを目的として、日常生活に関する実態調査を実施しました。(25ページ以降に掲載)

(2)在宅介護実態調査の実施

本計画の策定にあたり、要介護認定を受け、在宅で暮らしている人及びその介護をしている人から家族介護の実態、施設入所の検討状況、家族介護者の就労状況等について把握することを目的に実施しました。なお、この調査は厚生労働省が示す「在宅介護実態調査」の内容に基づき実施することで、認定データ（認定調査結果の情報等）を関連づけた分析を行っています。(43ページ以降に掲載)

(3)介護施設の利用状況等調査の実施

本計画の策定にあたり、介護サービス事業所の利用状況や介護人材の現状、災害対策について把握することを目的として実施しました。(52ページ以降に掲載)

(4)介護サービス基盤整備に関する調査(専門職対象)の実施

本計画の策定にあたり、市内居宅介護支援事業所及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、あんしん相談センターの居宅介護支援専門員より、地域の特性や専門職の知見を踏まえた介護サービス基盤整備について把握することを目的として実施しました。(56ページ以降に掲載)

(5)能美市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の開催

広く市民等から意見を聴取するため、市民や有識者、関係団体、関係機関等で組織された「能美市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、本計画についての意見交換及び審議を行いました。

(6)パブリックコメントの実施

広く市民等から意見を聴取し、その結果を計画に反映するためにパブリックコメントを実施しました。
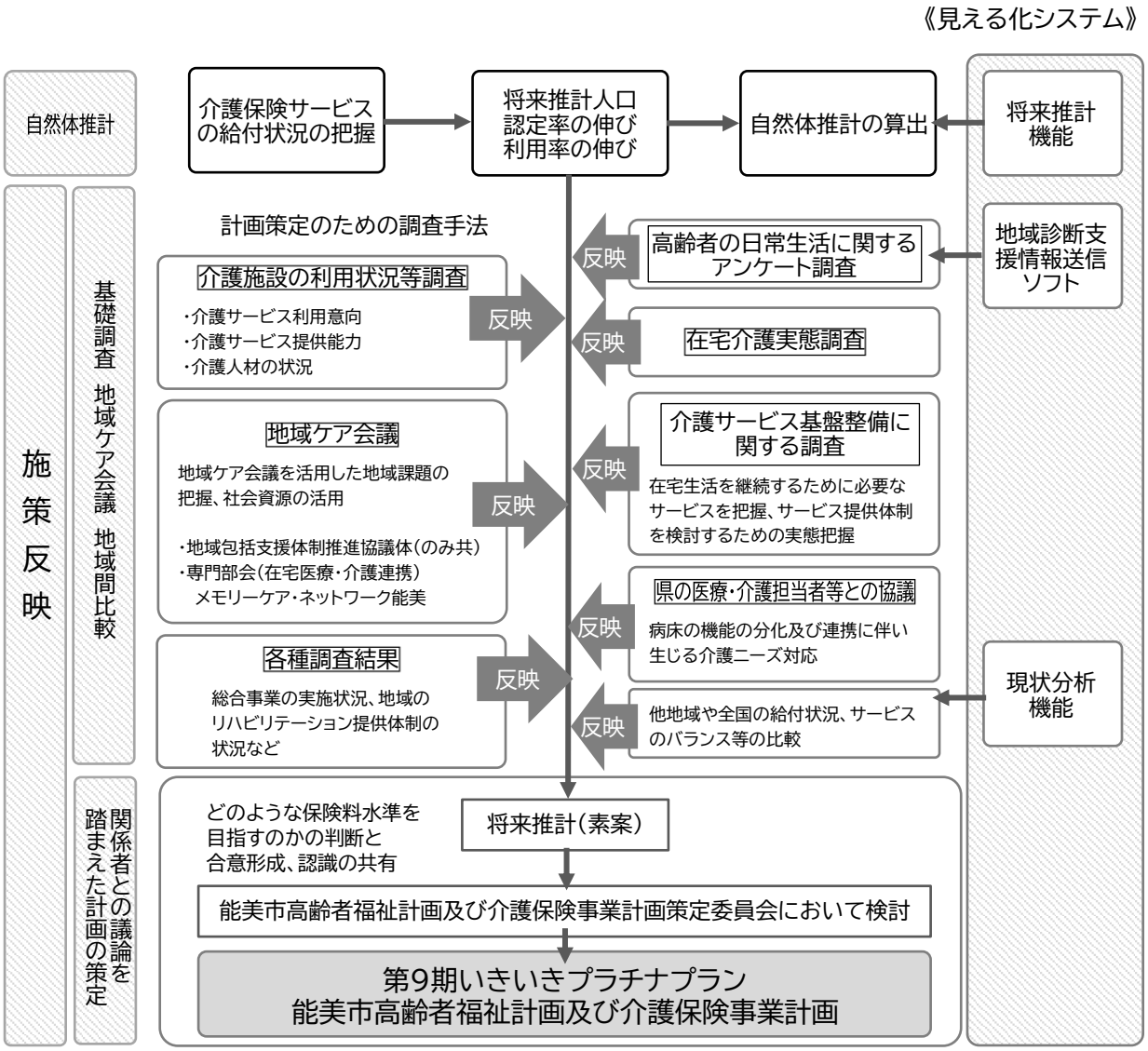
■　施策プロセスと支援ツールイメージ